

農業文化園・戸田川緑地

「とだがわ陽だまり館」内 飲食提供事業者募集要項

1 事業者募集の目的

農業文化園・戸田川緑地は、戸田川の両岸に広がる広さ約 30ha の公園で、農業科学館やフラワーセンター、とだがわこどもランドなどの施設が隣接し、年間 100 万人以上の来園者を集める市南西部最大の公園です。

今回の事業者募集は公益財団法人名古屋市みどりの協会（以下「当協会」という。）が、公園内の「とだがわ陽だまり館」において飲食提供業務を行う事業者を募集するものです。業績や営業アイデア、遂行力を審査し、最もふさわしい事業者を選定します。

2 募集概要及び条件

(1) 対象施設（図面参照）

ア 施設名 「とだがわ陽だまり館」

イ 所在地 名古屋市港区春田野二丁目 3204

(2) 事業内容 「とだがわ陽だまり館」での飲食提供業務

来園者の便益施設として、オーガニック野菜を使ったメニューや、地元農家の野菜など地産地消を推進するメニューの提供ができる飲食店事業者を歓迎します。

(3) 契約方法 業務委託契約

(4) 契約期間 開業準備期間～平成 34 年 3 月 31 日

(5) 貸付場所 「とだがわ陽だまり館」（売店を除く）内の営業に資する占有部分

(6) 施設使用料などの支払い

ア 施設使用料 1㎡あたり 2,112 円/年

使用料の対象となる面積は、営業に資する占有部分の面積となります。厨房部分と客席等として占有する部分の合計面積です。（事務室を利用することも可能ですが、利用される場合は使用料の対象となります。）ただし、当協会を通じて名古屋市との協議の上、施設の利用計画や実態に応じて、使用料の一部が減免又は免除される場合があります。

上記の使用料は平成 31 年度の予定額です。使用料は、名古屋市が行う公園の土地の評価や関係条例の改正により変更されることがあります。上記の使用料は、支払額の目安としてください。

イ 売上負担金 売上額の 5%以上（提案による）

ウ 光熱水費 電気、ガス、水道の使用料については実費相当を負担

エ その他 販促費、廃棄物処理費、清掃費、飲食事業に係る点検費、機材・什器等の備品調達に係る費用等

(7) 施設の改装及び工事の負担区分

- ・貸付対象の厨房及び事務室については、内部の設備・什器等も含め現状渡しとします。貸付部分の軽微な修繕や消耗品の補充等については、事業者の負担で行っていただきます。
- ・無料休憩所部分については、床材の修繕を当協会が行います。
- ・当協会との協議の上、事業者負担により改装工事を実施することは可能ですが、原則として契約期間満了までに原状回復していただきます。

(8) 営業

- ・営業日時及び営業品目（飲食メニューや土産物等の販売品目）については当協会と協議の上、決定します。
- ・営業に関する決定権を有する責任者を常駐させてください。

(9) その他

- ・販売はキャッシュレジスターを通して行い、売上記録の写しを翌営業日に、また、売上負担金の算出根拠となる毎月の売上高及び集客数を翌月 5 日までに、当協会あて提出してください。

3 応募資格

応募者は、募集要項記載の内容及び条件を十分理解し、本施設で飲食提供業務を行うのに必要な経営、管理、運営実績及び信用を備えた法人又は個人であって、次の条件を満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本件に参加し

ようとしなない者であること。

- (6) 募集開始の日から事業者決定の日までにおいて、名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 募集開始の日から事業者決定の日までにおいて、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成 20 年 1 月 29 日付け 19 財管第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (8) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していない者とみなす。）。
- (9) 連帯保証人を選定できる者であること。ただし、連帯保証人は、応募者と異なる法人、又は独立の生計を営んでいる個人とします。

4 応募方法

(1) 必要書類

ア 応募申請書類 一式

- ① 応募申請書（様式 1）
- ② 事業者概要（様式 2）（個人の場合は、資本金、主要株主の項目は記入不要）
- ③ 営業実績と現在の営業方針（様式 3）
- ④ 営業の企画及び提案（様式 4）
- ⑤ 連帯保証人承諾書（様式 5）

イ 関係書類

- ① 定款又は寄附行為の写し（個人の場合は不要）
- ② 登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日より 3 か月以内のもの）
（個人の場合は身分証明書及び住民票（発行日より 3 か月以内のものマイナンバーの記載のないもの））
- ③ 国税及び地方税の納税証明書（直近 1 か年分）
- ④ パンフレットなど任意の形式による参考資料

(2) 応募方法

- ア 提出書類等 応募申請書類及び関係書類各 1 部及びその電子データ(PDF)を保存した CD 1 枚
- イ 提出方法 郵送又は持参（土日祝日を除く午前 10 時～午後 4 時）
- ウ 提出期間 平成 31 年 1 月 10 日（木）～1 月 17 日（木）午後 4 時必着

エ 提出先

公益財団法人名古屋市みどりの協会（本部）
とだがわ陽だまり館応募担当
〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1-166

5 事業者の選定方法

(1) 選定の手順

ア 資格審査、書類内容の確認及び照会

応募書類提出後、当協会において、応募資格、提案された内容が募集要項に従って記載されているか、法令及び募集要項の禁止事項に該当していないかを審査します。なお、書類の内容等について、確認、照会等を行う場合があります。

イ 事業者の選定

企画競争（プロポーザル）方式により、当協会の定めによる契約審議会の審議を経て、事業者を選定します。

ウ 選定結果の通知・公表

事業者を選定したときは、全ての応募者に対し、選定結果を書面にて通知します。また、通知後、当協会ウェブサイトへの掲載を行います。

エ 事業者の決定

事業者と当協会との間で契約内容等について協議を行い、双方の合意が得られた場合に、事業者として正式に決定し、業務委託契約を締結します。

(2) 選定の基準

選定は以下の基準に基づいて行います。

【審査項目】

項目	主な審査のポイント	配点
事業実績	・継続的な飲食店の経営経験があるか ・総合的な業績及び飲食部門の業績は良好か	30点
事業内容	・営業のコンセプトに独自性と魅力があるか ・経営の計画等は妥当か	30点
売上負担金	・割合及び総売上額	40点
合 計		100点

6 スケジュール

募 集 開 始 平成30年12月20日(木)

質問事項の受付 平成30年12月20日(木)～平成31年1月10日(木)

※質問は上記期間中、メール又はFAXで随時受付します。

回答については、メール又はFAX及びウェブサイトで公表します。

(質問受付) 公益財団法人名古屋市みどりの協会(本部)

とだがわ陽だまり館応募担当

e-mail: midori-a@sc.starcat.ne.jp

FAX: 052-731-8890

12/29～1/3は年末年始休業となりますので、回答が遅れることがあります。

現 地 見 学 会 平成30年12月27日(木) 午後1時30分(要事前申込)

※現地見学会は、ご希望がありましたら上記以外の日程でも随時実施します。

(現地見学会の申込) 戸田川緑地管理センター(担当 吉田、阪)

TEL: 052-302-5321

応 募 申 込 平成31年1月10日(木)～1月17日(木) 午後4時必着

事業者の選定 平成31年1月24日(木)

選定結果通知の発送 平成31年1月24日(木)

7 留意事項

(1) 応募にあたっての留意事項

ア 複数の法人がグループを組み、グループで応募することはできません。複数の個人がグループを組み応募される場合は、代表者1名をたて個人として申し込むことは可能です。

イ 提案は、1応募者につき1件のみとし、複数の提案はできません。

ウ 応募者は、飲食等の提供業務に精通し、契約期間中継続して健全な経営を行える法人又は個人であることを要します。

エ 本施設内で飲食提供業務を行うにあたって必要な食品衛生法など関係法令等に基づく許認可などは、契約の時点までに取得しておいてください。許認可等(届出を含む)の写しを契約時に提出していただきます。

オ 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

カ 応募書類の内容を応募後に変更することはできません。

キ 募集開始の日から事業者決定の日までにおいて、「応募資格」記載の条件を満たさ

なくなった者は、失格とします。

ク 応募書類の内容は、原則、実際の業務に反映していただきますが、場合により提案どおり実施できないことがあります。また、決定後、協議により提案を一部変更していただくことがあります。

ケ 応募後に辞退する場合は、必ず書面により申し出てください。辞退届の様式は問いません。

コ 応募書類に虚偽の記載があった場合又は申請に際し不正な行為があった場合は、失格とします。

サ 当協会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

シ 本件選定に関し、応募者が当協会の職員に対し接触した事実が認められた場合は、失格となることがあります。

(2) その他の留意事項

ア 権利譲渡の禁止

契約等に基づく権利等を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供するなどの行為を禁止します。また、本施設における営業を事業者以外の第三者に行わせることを禁止します。

イ 再委託等

事業者が業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認めません。ただし、事前に当協会の許可を得た場合に限り、業務の一部を再委託できることがあります。その場合において、売上金が発生したときは、2(6)の定めるところにより、売上負担金をお支払いいただきます。

ウ 営業の廃止

契約期間中に営業を廃止する場合は、廃止の3月前までに当協会に書面で通知してください。

エ 営業廃止後の使用料

年度途中で営業を廃止した場合であっても、その年度にかかる施設使用料はお返しできません。

オ 損害保険への加入

事業者には、火災保険、生産物賠償責任保険などに加入していただきます。

カ 原状回復義務

契約期間終了又は営業の廃止などにより本施設を使用しなくなった場合は、事業者は本施設を原状に回復して、明け渡すものとします。

キ 契約内容等

本業務に係る契約内容等の詳細については、事業者の選定後に当該事業者に通

知します。

ク 覚書の締結

契約締結後、事業者と当協会の間で本業務の運営に関し「覚書」を締結するものとします。

ケ 事業者の駐車場利用

事業者は必要に応じて園内に駐車することができます。その際には別途許可を得て1か月1台あたり3,500円の使用料が必要となります。

8 問い合わせ先等

■現地見学会の申込及び応募に関する問い合わせ先

戸田川緑地管理センター（担当：吉田、阪）
〒455-0873 名古屋市港区春田野二丁目 3204
TEL：052-302-5321

■質問の受付及び応募書類の提出先

公益財団法人名古屋市みどりの協会 とだがわ陽だまり館応募担当
〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1-166
FAX：052-731-8890
e-mail：midori-a@sc.starcat.ne.jp

<参考 農業文化園・戸田川緑地南地区 主な施設の運営状況>

1 営業日時等

■農業科学館、フラワーセンター、とだがわ陽だまり館（売店を含む）

開館時間 9：00～16：30

休館日 月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12/29～1/3）

■とだがわこどもランド

開館時間 9：00～18：00（4月～9月）

9：00～17：00（10月～3月）

休館日 月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12/29～1/3）

■レストハウス（軽食の提供）

営業期間 土日祝日（雨天時には閉店となる場合があります）

営業時間 9：00～16：30（オーダーストップ16：00）

■ピクニック広場

- ・無料バーベキュー施設（先着順）

利用時間 日の出～日没

- ・バーベキューサービス（一部エリアの予約及び機材・食材の有料サービス）

営業期間 3月～11月の土日祝日

■駐車場 ※イベント開催時のみ有料（普通車1回500円）

- ・第1駐車場 413台（陽だまり館南側）

利用時間 9：00～19：00

- ・第2駐車場 103台（こどもランド東側）

利用時間 終日

2 管理運営主体

- ・農業文化園・戸田川緑地は、当協会が指定管理者として管理運営を行っています。
- ・公園内にある「とだがわこどもランド」については、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っています。